

# 平成25年度 橘処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会 第13回 議事録

日 時 平成25年8月27日(火) 18時30分 ~ 19時30分

場 所 橘処理センター3階会議室

## 1 会長あいさつ

---

## 2 議事

### (1) 第12回検討協議会議事録の確認

#### 【概要】

事務局から、第12回検討協議会の「議事録」並びに「橘処理センター整備事業だより」について、内容の説明及び確認があり、それら2点について了承されました。

---

### (2) 議題

#### ア 橘処理センター整備事業に係る環境配慮計画審査書の公告について

#### 【概要】

事務局から、橘処理センター整備事業に係る環境配慮計画書及び環境配慮計画見解書について、環境影響評価審議会より環境配慮計画審査書が8月12日に公告されたので審議会及び審査書の内容について説明がありました。

#### 【発言要約】

事務局： 審査書の御説明の前に、6月24日の環境影響評価審議会の中で大変評価をいただいたことがあったので御紹介します。現在の橘処理センターが建設されてから約40年経ちますが、その間、運営協議会が存続しており、今回、それを母体とする検討協議会が発足して協議を継続しております。審議会の委員の方から、そういった永年にわたる住民と行政の良好な関係が非常に素晴らしいという評価でした。  
それでは、審査書の内容について御説明差し上げます。

事務局： 【資料説明】

会 長： 審査書では、大変積極的な環境配慮が求められているから、これからも検討を重ねて環境配慮に努めて欲しいと示されていると思いますが、(1)ーイ項の「利用可能な最良の技術」というのは具体的にどの様なことを言っているのか、読み方によっては、検討協議会で決めた公害防止自主基準値のさらに20%厳しい値を目標としたことを評価されていると考えて良いですか。

事務局： 補足説明をさせていただきますと、「利用可能な最良の技術」と記載されていますが、環境配慮計画書では公害防止自主基準値を東京23区及

び横浜市のごみ焼却処理施設における最も厳しい値と示しており、さらに 20%削減することは示していません。審査結果では、最も厳しい公害防止自主基準値を設定していることを大変評価されていると受け取れます。

「利用可能な最良の技術」とありますが、現在示している公害防止自主基準値は全国でもトップレベルになり、専門家であればトップレベルであることがすぐに分かります。しかし、環境配慮計画書では数値は記載していましたが、全国でもトップレベルであることは示していませんでした。そのことに対して非常に良いことなので、もっと一般市民にも分かるようにアピールした方が良いといった意味が審査内容に含まれていると考えます。

また、橘処理センターが再稼動するまでには約10年あるので、環境影響評価手続を進めるにあたって、さらに公害防止自主基準値を高めていく余地はないのかと言った意味を含めて「利用可能な最良の技術」といった観点で示されていると考えます。

会 長： 「利用可能な最良の技術」の意味としては、現段階で可能な最高水準の性能を実現するプランと、プランを採用するにあたっての妥当性を条例方法書で示せということと理解していますが良いでしょうか。

事務局： はい、逆の考え方もありまして、法律で決められている規制値を守れば良いといった考え方もありますが、今回の審査結果では、厳しい自主基準値を設定するのはとても評価できるといっています。その中で「利用可能な最良の技術」の観点から自主基準値をより厳しい値にするために、より設備にコストをかけたり、薬剤の投入量を増やして環境への負荷を大きくするといった、別の環境配慮が必要になるような無理な計画ではなく、よりバランスのとれた最良といえる計画にしてくださいといった意味だと考えます。

会 長： その考え方は、他の項目にも関係していますね。

委 員： 審議会には、どの程度の時間を要していますか。

事務局： 6月24日に関しては約1時間、8月2日は約45分になります。

委 員： 6月24日の審議会は事業者説明と審議も含めて1時間となると、審議の時間は僅かですね。

委 員： 審議会の委員は、大学教授等の学識経験者で、各分野の専門家であり、事前に送付した資料について御確認いただいて、それぞれ専門分野に関して御意見をいただいています。この様に、事前に確認がなされているので審議会自体は速やかに進行できるので長い時間を要しません。

事務局： 事務局としても審議会の答申を真摯に受けて、今後の条例方法書作成に取り組みたいと考えています。

会 長： 審査書を見る限り、主要部については検討がなされているので、今回の

答申の結果を条例方法書に反映していただきたいと思います。

委員： 複数案A案・B案に対してB案では、子母口宿河原線に建物の長辺が現れるので、更なる環境配慮に努めて検討するよう御意見をいただいているのが分かりますが、前回の検討協議会で協議した結果、A案で計画を進めることで決定した点は、環境配慮の点からも我々の方向性が正しいということになります。

会長： 検討協議会での協議結果について問題があれば審議会で意見を受けると思いますが、逆に評価をいただいたわけですから、検討協議会にとっても心強い結果だと思います。

---

## イ 橋処理センター整備事業に係る基本計画の策定について

### 【概要】

事務局から、橋処理センター整備事業に係る基本計画(案)について説明を行い、記載内容について了承が得られました。また、今後の検討協議会では、整備計画の策定に向けた話し合いを行うことで了承が得られました。

### 【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： 基本計画の策定について、御質問ありますでしょうか。

会長： この説明事項は、前回の議事録にもあるように、前回提出された資料で問題にした点を手直しし、精査したものが今回の資料という点では継続議題ということによろしいですね。

事務局： そういう意味では継続議題になります。

検討協議会が昨年4月に発足し、今回で13回目の検討協議会になりますが、これまでの検討協議会で協議してきたものが基本計画の全てになります。そして、今まで個別に協議してきたことを一つの冊子にまとめたものが基本計画になります。

会長： 一つ確認したいのですが、基本計画と整備計画の内容の違いが今一つ不明確なので教えてください。

委員： 基本計画で決定した以外の事項は方向性を示しています。今後、方向性を検討し具体化していくのが整備計画になります。

会長： それでは、整備計画にも基本計画と同じ事項が記載されるのですね。

事務局： 基本的な構成は、基本計画と整備計画は同じになります。例えば、公害防止計画について、基本計画では考え方として東京23区及び横浜市の最も厳しい基準を公害防止自主基準値として設定しており、さらに厳しい基準を検討する方針と示しています。その方針について実現可能性があるのか、今後、メーカーヒアリング等を重ねて、実現可能性、費用及び必要スペース等、詳細に詰めていって最終的に整備計画にまとめてい

きます。

会 長： 橘処理センター整備事業について、基本的な設計については整備計画が最終になるのですか。

事務局： 整備計画は行政側（発注者側）が決める最後の計画になります。そして、これを受けて整備計画に則って各プラントメーカーが見積、図面及び提案等の具体的な資料を提出してもらいます。よって、行政側が検討する最後の計画が整備計画になります。

委 員： 基本計画が正式に決定するのはいつごろですか。  
基本計画が決定しないと整備計画に取り掛かれないのですか。

事務局： 基本計画策定は今年の12月頃を予定しています。  
基本計画策定の後、整備計画を作成します。

会 長： 検討協議会で、まだ協議されていない事項がありますが、協議については整備計画と重複しても可能だということの良いのでしょうか。

委 員： 細かい事項について検討協議会で一つ一つ協議していく時間はないと思います。基本的な事項について協議していけば良いと思います。

事務局： ただ今のお話の通り、全部の事項を検討協議会で協議するには、時間的な制約があり困難と感じています。整備計画では、かなり詳細な仕様まで踏み込んでいくので技術的検討も始まります。  
検討協議会の進め方について、どこを重点的に協議して、どこを行政側に任せていただけるか選り分けていくかを決めていきたいと考えています。

委 員： 検討協議会としては、行政側が進めている事の説明を聞いて、理解できないことや、疑問を感じたことについてチェックしたり、質問する形で良いと思います。

会 長： 今の段階で協議できない事項も整備計画で協議できるようなので、やはり、検討協議会としては整備計画が終わるまで検討していかなければならないと思います。

委 員： どの事項を、どこまで踏み込んで検討するのですか。それを決めなければ時間がいくらあっても足りないと思います。

委 員： ある程度、行政側として責任を持ってお示しする事項があると思います。先ほども御意見があったとおり、住民の側はチェックするという立場で疑問点や御要望を出していただいた方が、行政側としても住民側の御意見が明確になるので検討しやすいと思います。

委 員： 今までも、その様に検討協議会は行われてきたと思います。

会 長： そうです。今までのやり方で良いと思います。

色々な意見を出し合える場に検討協議会がなれば良いと思います。

事務局： 事務局としては、これまで一年半を掛けて全体を網羅するよう協議を行ってきました。全体を網羅することで整備事業についての理解は深まっ

てきたと思います。これからは、市民の方からの御意見・御要望を踏まえ、今後、整備計画を進めるにあたりメリハリをつけていきたいと考えています。全ての事項を協議すると時間が足りなくなってしまうので、重点的に協議する事項をお互いに提案していきたいと考えています。

委 員： 事務局の考えで良いと思います。

事務局： では、次回から整備計画に向けての話を進めていきたいと思いますが、事前に市民の方から協議したい事項をいただければ御要望に対応していきたいと思います。また、御意見がなければ今までどおり事務局の方から提案していきたいと思います。

会 長： では、逐次、協議事項として提案いただいて、協議事項については検討協議会で協議をしていきたいと思います。

会 長： それでは、次に基本計画（案）の取り扱いについて説明がありません。資料で各事項についての概要は説明がありましたが、内容の説明はあるのでしょうか。

委 員： この時間で基本計画（案）の説明を全て聞くことは無理です。委員各自が基本計画（案）を読んで、疑問があれば質問すれば良いと思います。

事務局： 内容については、これまで一年半の検討協議会の中で説明をしてきました。今まで積み重ねてきた内容を一冊にまとめたものが基本計画（案）になります。従って、改めて説明する事項はないと考えています。

委 員： 防災計画については、もっと細かく知りたいと思います。そういった部分はいくつかあります。

事務局： これまで1年半打合せを積み重ねてきた事項と、事前にお送りした基本計画（案）について、疑問や御質問があれば、この場で対応したいと思います。

委 員： 各委員が基本計画（案）を読んで、次回の検討協議会で疑問点を質問すれば良いと思います。その場で回答できない事項は、改めて、その次の回の検討協議会の議題にすれば良いと思います。質問がなければ異議がないということでした承されたことになるとと思います。そういうことで良いですね。会長。

会 長： はい、そうなります。質問があった事項は協議します。

基本計画策定について、今後の予定及び検討協議会での協議の見込みが本日の検討協議会で明らかになりました。では、他に御意見等がありますか。御意見がなければ、事務局の方は何かありますか。

事務局： 今回、基本計画を冊子としてお示しできたので、基本計画についての御意見、御質問等があれば対応していきたいと思います。今後については、一旦、区切りをつけて整備計画の策定に向けた資料を検討協議会でお示ししたいと思います。

会 長： 他に御意見・御質問がなければ、本日の検討協議会は終了いたします。